

京都市告示第456号

計量法第21条の規定により東山区の区域に所在するひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成17年3月10日

京都市長 榎本頼兼

実 施 日 時	検 査 場 所
平成17年4月11日(月) 午前10時00分から午後2時30分まで	白川小学校
平成17年4月12日(火) 午前10時00分から午後2時30分まで	元貞教小学校
平成17年4月13日(水) 午前10時00分から午後2時30分まで	月輪小学校
平成17年4月14日(木) 午前10時00分から午後2時30分まで	今熊野小学校
平成17年4月18日(月) 午前10時00分から午後2時30分まで	一橋小学校
平成17年4月19日(火) 午前10時00分から午後2時30分まで	六原小学校
平成17年4月20日(水) 午前10時00分から午後2時30分まで	元有濟小学校
平成17年4月21日(木) 午前10時00分から午後2時30分まで	東山小学校
平成17年4月25日(月) 午前10時00分から午後2時30分まで	弥栄中学校
平成17年4月26日(火) 午前10時00分から午後2時30分まで	清水小学校
平成17年4月27日(水) 午前10時00分から午後2時30分まで	新道小学校

(計量検査所)